

資 料 編

1	国の出先機関に関する審議等の状況	1
2	「国の出先機関の大胆な見直し」 (平成 19 年 5 月 25 日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)	6
3	経済財政改革の基本方針 2007 (抄)	13
4	国の出先機関 (15 系統) の一覧	15
5	国の出先機関 (15 系統) の概況	16
6	地方分権改革推進委員会第 1 次勧告 (抄) (同別紙 3)	21 25
7	地方分権改革推進要綱 (第 1 次) (抄)	26
8	経済財政改革の基本方針 2008 (抄)	27
9	猪瀬直樹委員提出資料 (出先機関の実態把握) (国と地方公共団体における公共工事チェックシステム)	30 44

国の出先機関に関する審議等の状況

【委員会の審議状況】

回(月日)	議 題
第10回(19/6/27)	・総務省ヒアリング（国の地方支分部局関係）
第33回(20/1/30)	・国の出先機関の見直しに関する基礎的事項について ・経済産業省ヒアリング（経済産業局）
第34回(2/ 6)	・国土交通省ヒアリング（地方整備局（砂防、都市公園、港湾、建設業・不動産業関係）） ・法務省ヒアリング（法務局及び地方法務局）
第35回(2/20)	・農林水産省ヒアリング（国の出先機関関係（地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所）、森林・林業対策関係）
第36回(2/28)	・国土交通省ヒアリング（北海道開発局） ・厚生労働省ヒアリング（地方厚生局） ・国の出先機関の見直しに係る提言について（全国知事会、全国市長会、全国町村会）
第37回(3/ 5)	・国土交通省ヒアリング（地方運輸局）
第38回(3/18)	・国の出先機関の見直しについて（西尾委員からの報告） ・全国知事会との意見交換
第39回(3/27)	・総務省ヒアリング（総合通信局） ・厚生労働省ヒアリング（中央労働委員会地方事務所） ・内閣府ヒアリング（沖縄総合事務局）
第40回(4/ 2)	・厚生労働省ヒアリング（都道府県労働局） ・環境省ヒアリング（地方環境事務所） ・国土交通省ヒアリング（地方航空局）
第41回(4/ 8)	・国土交通省ヒアリング（地方整備局（道路・河川関係））
第46回(5/ 9)	・国の出先機関の見直しについて（事務・権限の仕分けの考え方） ・国の出先機関の事務・権限の移譲に伴う組織の在り方の基本方向（松田専門委員からの報告）
第47回(5/15)	・第1次勧告の素案（国の出先機関の改革の基本方向）
第50回(6/26)	・国の出先機関の見直しに係る当面の審議について
第52回(7/11)	・国土交通省ヒアリング（北海道開発局） ・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議
第53回(7/17)	・農林水産省ヒアリング（地方農政局） ・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議
第54回(7/25)	・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議（原案）
第55回(8/ 1)	・国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた討議（決定）

【委員会の調査結果・論点整理及び各府省の回答】

〔第20回(19/9/27)、第22回(10/10)〕

- ・国の行政機関の地方支分部局に関する調査結果

〔第33回(20/1/30)〕

- ・国の出先機関（地方支分部局）の管轄区域・職員数・予算規模等の概要
- ・「国の出先機関の大胆な見直し」の試行的な事務分類及びこれに対する各府省の見解（要約）並びに国の出先機関（地方支分部局）の組織・業務内容（概要）

〔第38回(3/18)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その1及び昨年に関連ヒアリング実施分）

〔第39回(3/27)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その2）

〔第42回(4/17)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その3）

〔第43回(4/23)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その1）

〔第45回(5/1)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その2）

〔第47回(5/15)〕

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その3）

【委員会への主な提出資料】

〔第36回(20/2/28)〕

（経済産業省提出資料（第33回関係））

- ・個別クラスター計画の政策決定について
- ・ベンチャー・中小企業支援における中小企業基盤整備機構の業務について
- ・鉱業権の出願件数、許可件数の出先機関毎の数字

（法務省提出資料（第34回関係））

- ・登記所の廃止等に伴う行政コストの削減について
- ・登記情報システム業務・システム最適化計画
- ・登記のオンライン利用促進の主な施策
- ・登記事務コンピュータ化経費（当初予算額）の推移

〔第38回(3/18)〕

（国土交通省提出資料（第34回関係））

- ・地方整備局における関連施設の関連法人等への管理運営委託状況について
- ・都道府県における砂防事業等（補助事業）の箇所数、事業費について
- ・雲仙復興事務所の年間予算、職員数、現在手がける主な事業とその事業規模について
- ・大野木場砂防みらい館及び雲仙普賢岳資料館の建設概要等について
- ・現在実施されている直轄砂防事業、直轄地すべり対策事業の着手年度、事業費、事業進捗率について
- ・直轄砂防事業が終了し、都道府県に引き継がれた事例について
- ・国営公園の管理運営を国直轄で実施しなければならない論拠について
- ・地方整備局と都道府県の建設業の監督等に関する体制の比較について
- ・地方整備局における法令遵守の取組について
- ・羽田空港の駐車場P1～P5のそれぞれの運営主体、料金収入、運営主体の役員名簿について

- ・財団法人空港環境整備協会の過去5年間の収入、剰余金額の推移について
- ・住宅政策における国、都市再生機構、地方公共団体の役割分担について
- ・いわゆる構造計算書偽装事件における地方整備局等の対応について

(環境省提出資料(第34回関係))

- ・平成新山ネイチャーセンターの建設概要等について

(長崎県提出資料(第34回関係))

- ・雲仙岳災害記念館の建設概要等について

(猪瀬委員提出資料)

- ・出先機関の見直しと道路特定財源

[第39回(3/27)]

(国土交通省提出資料(第36回関係))

- ・一級河川と二級河川の延長の比率、一級河川の指定区間と指定区間外区間の比率等について
- ・北海道開発局における関連施設の関連法人等への管理運営委託状況について

(国土交通省提出資料(第38回関係))

- ・道路整備特別会計による支出について(平成18年度)
- ・建設弘済会/建設協会が民間から受け入れている派遣職員の人数について
- ・建設弘済会/建設協会の財務諸表及び内部留保について
- ・建設弘済会/建設協会の納税額等について
- ・国道事務所が業務委託等を行おうとする場合の当該業務委託等について国道事務所長が契約を締結できる金額、地方整備局が契約を締結できる金額、本省が契約を締結できる金額について

[第40回(4/2)]

(農林水産省提出資料(第35回関係))

【地方農政局関係】

- ・所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料
- ・鳥獣害対策関連資料
- ・各農政局ブロックごとの特徴(農業生産)
- ・地方農政局における農協連合会等の検査実績
- ・農畜産業振興施策関連資料

【森林管理局、森林・林業関係】

- ・治山事業と砂防工事の役割分担
- ・国有林野事業の独立行政法人化のスケジュール
- ・治山事業関連「都道府県が実施困難な場合」について
- ・治山事業関連「国の組織や職員の移管」について
- ・森林・林業対策関連「国の責務」について

【漁業調整事務所関係】

- ・漁業の許可について
- ・外国漁船の寄港の許可について
- ・広域的な漁業調整の権限について
- ・漁業監視取締のGPS・衛星監視方式について

[第41回(4/8)]

(総務省提出資料(第37回関係))

- ・地方交付税関連資料(特定の法人への支出を想定している経費等)

[第42回(4/17)]

(国土交通省提出資料(第37回関係))

- ・地方運輸局交通環境部環境課における省エネ法関係業務の概要について

・ 社団法人日本観光協会の職員数、役員名簿（中央省庁出身者の状況等）、事業の内容について
（総務省提出資料（第39回関係））

- ・ 放送局の許認可に係る申請の年間件数（資料）
- ・ 利用周波数や送信出力の調整業務の年間件数（資料）
- ・ インターネットの普及による地上放送及びCATVの視聴率への影響とそれらに関する総合通信局の役割。（質問）
- ・ CATV事業者のうち、市町村を超えないエリアで活動するものの数、市町村を超えるが都道府県を越えないものの数、都道府県を超えるものの数を記載した地図（資料）

（内閣府提出資料（第39回関係））

- ・ 社会資本の整備に際しての直轄事業等の対象範囲の特例及び国の財政的な負担・補助の割合について、北海道の場合と沖縄の場合を分かりやすく対比・整理した表
- ・ 那覇地方合同庁舎2号館の建築費及び床面積（床面積については、沖縄県庁の床面積と比較したものを併せて提出）
- ・ 沖縄総合事務局における地元採用者の人数（割合）

〔第43回(4/23)〕

（国土交通省提出資料（第40回関係））

- ・ 航空管制官が置かれていない地方空港の事務所、出張所の数等

〔第46回(5/9)〕

（厚生労働省提出資料（第40回関係））

- ・ 雇用保険が国一律であると効率的な理由（全国一律で行った場合と分割して行った場合の比較衡量の表を含む）
- ・ 無料職業紹介業務について、鳥取県で実施している国との共同事業の具体的内容等
- ・ 個別労使紛争解決事業のあっせん申請受理件数のうち、実際にあっせんまたは事案の解決に至った13年度以降の具体的件数
- ・ 個別労使紛争解決事業において、「地方で実施したほうが、効果的な対応が可能」等との地方側の主張についての見解等

（環境省提出資料（第40回関係））

- ・ 国立公園や国民公園の管理業務の独法化についての見解
- ・ 新宿御苑の植物園機能の包括的な民間委託についての見解

（厚生労働省提出資料（第42回関係））

- ・ 我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書

（農林水産省提出資料（第43回関係））

- ・ 所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料

〔第47回(5/15)〕

（厚生労働省提出資料（第40回関係））

- ・ 所管公益法人への補助・委託状況についての資料

（国土交通省提出資料（第41回関係））

- ・ 高速自動車国道と並行している直轄国道の延長について
- ・ （道路の）整備と管理が一体不可分である理由等について
- ・ 河川関連の公益法人（建設弘済会・建設協会）の役職員数、天下りの状況（役員数・うち国土交通省出身者数）及び民間から受け入れている派遣職員数について
- ・ 治水特別会計による支出について（平成18年度）

〔第50回(6/26)〕

（猪瀬委員提出資料）

- ・ 北海道開発局について

〔第51回(7/3)〕

(農林水産省提出資料(第50回関係))

- ・関係公益法人の役員名簿(中央省庁等出身者の最終官職を併せて示す)

〔第52回(7/11)〕

(猪瀬委員提出資料)

- ・国と地方公共団体における公共工事チェックシステム

〔第53回(7/17)〕

(厚生労働省提出資料(第46回関係))

- ・都道府県の無料職業紹介事業による常用就職件数の数値の訂正

(猪瀬委員提出資料)

- ・農政局関係の庁舎数

〔第54回(7/25)〕

(国土交通省提出資料(第50回関係))

- ・一般国道の直轄区間の指定基準の見直しのうち「同一都道府県内に起終点がある区間」等の区間名、区間ごとの事業費、一般国道の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等
- ・県内完結河川53、概ね県内で完結河川12の事業費、一級河川の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等

(猪瀬委員提出資料)

- ・出先機関の実態把握について

〔第55回(8/1)〕

(国土交通省提出資料(第50回関係))

- ・北海道開発局が国土交通省所管公益法人及び独立行政法人に対して行った金銭交付等に関する資料

(農林水産省提出資料(第53回関係))

- ・地方農政局の定員を削減した手法及び人数等

【関連資料】

〔第7回(19/5/30)〕

- ・国の出先機関の大胆な見直し(19/5/25 経済財政諮問会議有識者議員)

〔第10回(6/27)〕

- ・経済財政改革の基本方針2007(19/6/19 閣議決定)

〔第14回(7/31)〕

- ・「第二期地方分権改革」への提言等について(19/7/25 全国知事会)
地方支分部局に関する情報の提供について
- ・全国知事会議(19/7/12・13)協議資料(抄)
「協議資料7」 国の地方支分部局の見直しについて

〔第18回(9/18)〕

- ・地方支分部局の整理について(19/9/18 地方六団体)

〔第36回(2/28)〕

- ・国の地方支分部局(出先機関)の見直しの具体的方策(提言)(20/2/8 全国知事会)、国の出先機関の地方支分部局について(2/25 全国市長会、全国町村会)

国の出先機関の大胆な見直し

平成19年5月25日

伊藤 隆敏

御手洗富士夫

八代 尚宏

地方分権を進めるにあたって、国の出先機関の見直しは不可欠である。また、国家公務員33万人のうち、約7割の21万人は出先機関にいるため、政府機能の根本的な見直しの観点からも、ここにメスを入れる必要がある。

見直しにあたっては、国の果たすべき役割を限定し、それ以外の事務は地方へ移譲することが必要である。その作業のため、出先機関の分類を試行的に行った。以下は、その作業への提案である。地方分権改革推進委員会におかれては、これを一案として、国の出先機関の抜本改革を検討し、提案していただきたい。

1. 事務の分類

A. 国に残すもの（注）

i) 国家としての存立に直接関わる事務（例：税関、防衛）

ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務
（例：航空管制、気象台）

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの（例：労働基準監督）→ *仕事と人員の移譲を検討*

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの
（例：交通基盤整備、廃棄物対策）→ *地方移譲によって人員の縮減が可能*

注：地方分権改革推進法第5条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・・・又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い・・・（以下、略）

2. 試行的分類の結果（別表参照）

- ・ 現在、出先機関が行っている事務のうち、同様の事務を地方自治体が行っているもの（分類C）が多く、合理化の可能性が大きい

3. 今後の見直しにあたっての課題

- ・ 出先機関の事務分類と地方への移譲を行うにあたっては、併せて次の点の検討が必要である
 - ① 国と地方の役割分担の見直し
出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務（権限）を移す必要
 - ② 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応をどうするか
 - ③ 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

国の出先機関の大胆な見直しの視点

○「行政機関組織図（人事院）」等により、一定の仮定の下に作成したもの

【区分】

A. 国に残すもの

- i) 国家としての存立に直接関わる事務
- ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの

【検討課題】

(1) 国と地方の役割分担の見直し

出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務(権限)を移す必要

(2) 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応

(3) 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

府省等名称		職員数(注) (平成17年度末)	A	B	C	備考
内閣府 (1,039)	沖縄総合事務局 ・公取・財務・農水・経産・国土等の地方支部局としての事務	1,039	-			・他の支分部局と連動して見直す必要がある
宮内庁 (77)	京都事務所 ・京都御所や陵墓地などの国有財産の管理	77	i			
公正取引委員会 (166)	地方事務所 ・独占禁止法・景品表示法等に関する相談、届出の受付、被疑行為への調査	166	i			
国家公安委員会 (4,546)	管区警察局 警察通信部(北海道・東京都) ・府県警察の監察、広域捜査の調整等 ・情報通信での広域的支援(情報通信部)	4,546	ii ii			
総務省 (2,413)	管区行政評価局等 ・国の行政に関する現地調査、行政相談委員への支援・指導	903	ii			・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	総合通信局	1,465				
	沖縄総合通信事務所 ・電気通信事業の規律・監督、放送局の許認可等	45		○		

法務省 (15,758)	地方法務局等 ・登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務	11,622			○	・住民基本台帳は市町村の事務であり、登記、供託業務なども地方公共団体に管理・執行可能
	矯正管区 ・矯正施設や矯正職員に関する庶務事務	171	i			
	地方更生保護委員会 ・仮出獄等の許可、保護観察の取消	258	i			
	保護観察所 ・保護観察の実施	1,141	i			
	地方入国管理局 ・出入国管理、外国人の難民認定、在留管理	2,566	i			・入国後の外国人の在留管理は地方公共団体に管理・執行可能ではないか
公安調査庁 (1,136)	公安調査局等 ・破壊的団体の調査	1,136	i			
財務省 (13,282)	財務局 ・予算執行調査・災害復旧事業費の査定立会 ・地方公共団体への財政融資資金貸付 ・国有財産の管理 ・有価証券届出書の審査、証券取引等の監視 ・公認会計士試験の実施	4,817	ii ii i i ii			
	税関 ・通関手続・密輸などの取締り ・関税などの徴収	8,465	i i			
国税庁 (54,696)	国税局・税務署 ・税務調査、内国税の徴収、査察調査 ・税務相談 ・税理士試験の実施	54,696	i ii ii			
文部科学省 (7)	水戸原子力事務所	7	ii			
厚生労働省 (23,652)	地方厚生局 ・麻薬・覚せい剤等の取り締まりに関する事務 ・複数の都道府県にまたがる医療法人の許認可 ・地方公共団体向け補助金執行事務 ・公費負担医療を伴う医療機関の指定、監督 ・民生委員・児童委員の委嘱等	625			○ ○ ○ ○ ○	・警察は都道府県の事務であり、麻薬・覚せい剤の取り締まりなども地方公共団体に執行可能 ・政令等で基準を定め、都道府県の許認可に全国通用権を付与すれば、地方公共団体に執行可能

厚生労働省 (続き)	都道府県労働局	6,199		○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	・労基署及び職業安定所の指揮・監督 ・個別労働関係紛争解決制度に関する事務 ・労働保険に関すること(保険料の徴収など)	4,664		○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能
	労働基準監督署 ・解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談 ・労働保険に関すること(労災保険給付など) ・統計調査(賃金構造基本統計)			○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
公共職業安定所(ハローワーク)	12,164		○	・公共職業安定所(ハローワーク)については、市場化テストを実施予定	
社会保険庁 (16,495)	社会保険事務局 ・健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金保険事業の実施	16,495		-	・社会保険庁は、非公務員型の法人化などの改革が決定済み。
中央労働委員会 (30)	地方事務所	30		○	
農林水産省 (18,176)	地方農政局	17,362			
	北海道農政事務所	404			
	北海道統計・情報事務所 ・食品の安全性確保のための監視・指導 ・農協等の検査・指導 ・農業農村整備事業等の実施 ・統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供	410		○	・食品の安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
林野庁 (5,073)	森林管理局・署 ・国有林野の管理・運営 ・森林治水事業、地すべり防止事業の実施 ・林業経営統計関係業務	5,073	i		○ ○ ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
水産庁 (174)	漁業調整事務所 ・密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等 ・外国漁船の寄航許可 ・漁業の許可等についての連絡調整 ・都道府県の範囲を超えた広域的な資源回復計画の策定・実施のための連絡調整 ・漁業経営統計関係業務	174			○ ○ ○ ○ ○ ・警察は都道府県の事務であり、密漁の取り締まりなども地方公共団体で執行可能 ・一般船舶の寄航許可は都道府県知事が出しており、漁船のみ地方支分部局で行う必要性はない ・計画策定などの基本的方針は本省で行うべきであり、地方支分部局における経由事務は不要 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い

国土交通省 (続き)	地方運輸局	4,589				<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業の登録、指導監督 ・観光振興施策の推進 ・観光業者の登録、指導監督 ・鉄軌道・自動車交通・海事に関する安全確保 ・鉄道事業等の許認可、監督 ・バス事業、タクシー業、トラック業等の許認可、監督 ・バス事業等に対する助成事業 					<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 	
	地方航空局	4,718				<ul style="list-style-type: none"> ・交通に関する安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域空港の整備に関する企画立案・調整 ・不定期航空運送事業、航空機使用事業 ・管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施 ・航空機の安全運航の確保、航空管制に関する企画立案・実施、航空保安施設整備 		ii				
	航空交通管制部等	1,291				<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 	
	航空交通管制部等		ii				
気象庁 (4,188)	管区气象台等	4,188	ii				
海上保安庁 (10,728)	管区海上保安本部	10,728	i			・警察は都道府県の事務であり、海上保安庁の業務も地方公共団体で執行可能ではないか	
環境省 (369)	地方環境事務所	369					
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策 ・地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動の推進、公害、化学物質対策 ・自然環境の保全対策 ・野生生物対策 ・国立公園等の現地管理 					<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ 	
	防衛施設庁 (2,551)	防衛施設局	2,551	i			
			【定員】			A	97,707 ~ 108,537
			215,831			B+C	90,799 ~ 101,629
					※社会保険庁の職員を含まない		

(参考)

人事院 (177)	地方事務局・沖縄事務所	177				
	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の採用試験、研修、相談の実施 ・国家公務員の給与、勤務時間・休暇、災害補償、身分保障、服務・懲戒等に関する指導・援助・調査 		i			

(注)平成17年度末定員であり、独立行政法人化などの改革が行われる予定の定員を一部含んでいる。

経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）（抄）

2. 税制改革の基本哲学

21 世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という 3 つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針 2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき 6 つの柱】

(5) 真の地方分権の確立

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

1. 「新分権一括法案」（仮称。以下同じ。）を 3 年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。

3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

(1) 「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成19年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

(2) 地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの**一体的な改革**に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、**地方間の税源の偏在を是正する方策**について検討し、その格差の縮小を目指す。

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することができるようにするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「地方分権改革推進委員会」は、「基本的な考え方」に基づき、**地方税財政改革**を検討する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

(3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った**地方への移譲と合理化**を「地方分権改革推進委員会」において検討する。

(4) 道州制実現のための検討の加速

「道州制ビジョン」の策定に向け、「道州制ビジョン懇談会」において、平成19年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した**中間報告**を取りまとめる。

国の出先機関（15系統）の一覧

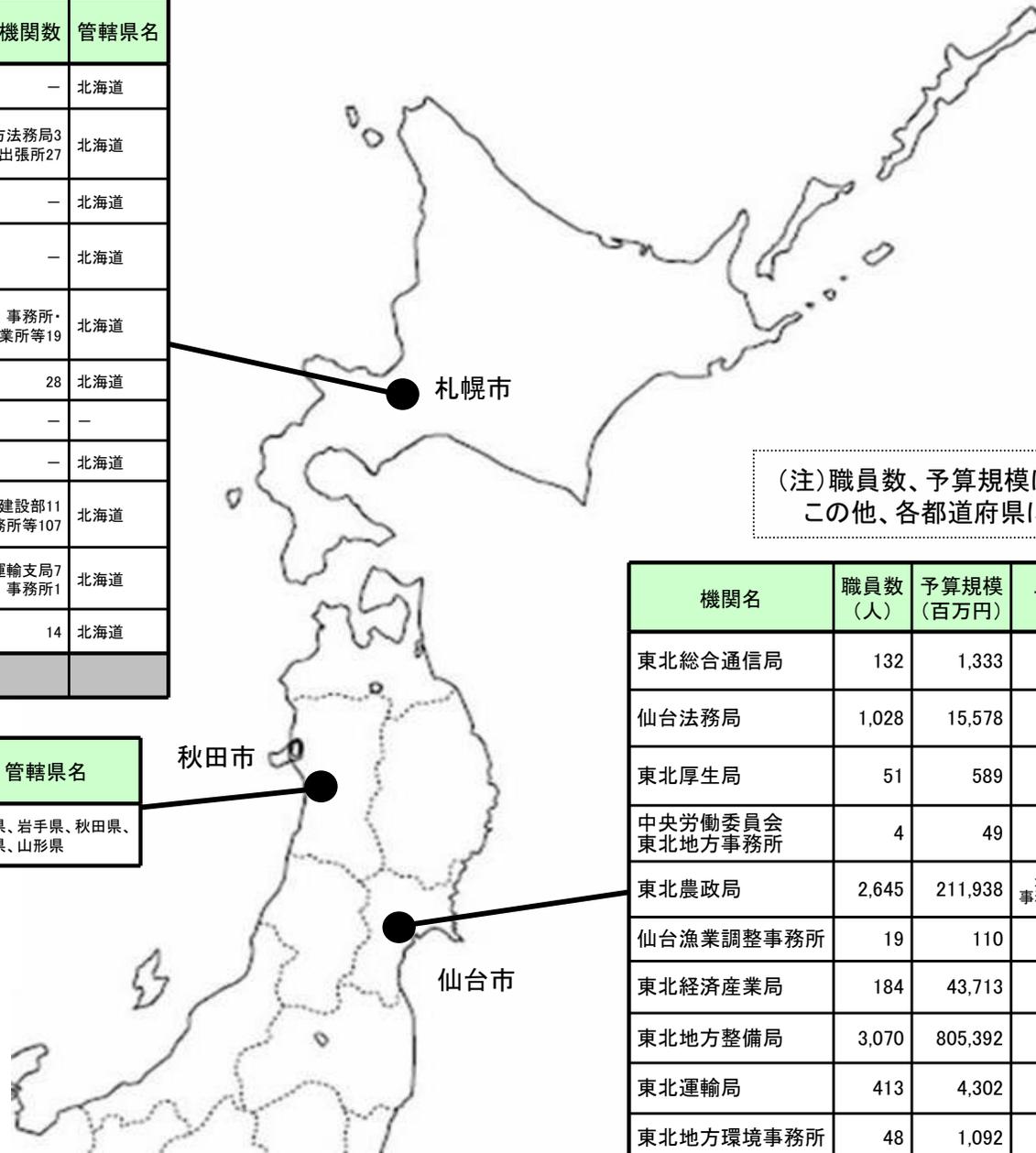
対象機関	20' 末定員 (人)	17' 決算 (百万円)
内閣府 沖縄総合事務局	996	141,257
総務省 総合通信局	1,436	14,781
法務省 法務局	10,823	154,374
厚労省 地方厚生局	1,520	6,527
都道府県労働局	22,245	645,354
中労委地方事務所	30	346
農水省 地方農政局	15,347	1,154,867
森林管理局	4,796	421,602
漁業調整事務所	179	2,055
経産省 経済産業局	1,886	115,544
国交省 地方整備局	21,567	8,096,096
北海道開発局	5,648	836,029
地方運輸局	4,418	49,539
地方航空局	4,538	37,496
環境省 地方環境事務所	407	12,584
合 計	95,836	11,688,451

※「国の出先機関の大胆な見直し」別表(平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)において「地方に移譲可能な事務」を行っているとした国の出先機関

国の出先機関(15系統)の概況

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
北海道総合通信局	122	1,242	—	北海道
札幌法務局	569	7,821	地方法務局3 支局・出張所27	北海道
北海道厚生局	48	515	—	北海道
中央労働委員会 北海道地方事務所	4	49	—	北海道
北海道農政事務所	647	6,070	事務所・ 事業所等19	北海道
北海道森林管理局	1,059	32,902	28	北海道
北海道漁業調整事務所	26	221	—	—
北海道経済産業局	200	6,595	—	北海道
北海道開発局	5,776	836,029	開発建設部11 事務所等107	北海道
北海道運輸局	391	4,255	運輸支局7 事務所1	北海道
北海道地方環境事務所	56	2,947	14	北海道
計	8,898	898,646		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東北森林管理局	805	26,789	25	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県



(注)職員数、予算規模は、下部機関の分を含む。
この他、各都道府県に都道府県労働局が所在。

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東北総合通信局	132	1,333	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
仙台北法務局	1,028	15,578	地方法務局5 支局・出張所49	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北厚生局	51	589	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
中央労働委員会 東北地方事務所	4	49	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北農政局	2,645	211,938	地方農政事務所5 事務所・事業所等45	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
仙台漁業調整事務所	19	110	—	—
東北経済産業局	184	43,713	—	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北地方整備局	3,070	805,392	事務所44 出張所等102	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北運輸局	413	4,302	運輸支局6 事務所6	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
東北地方環境事務所	48	1,092	13	青森県、岩手県、秋田県、 宮城県、山形県、福島県
計	7,594	1,084,096		

【摘要】

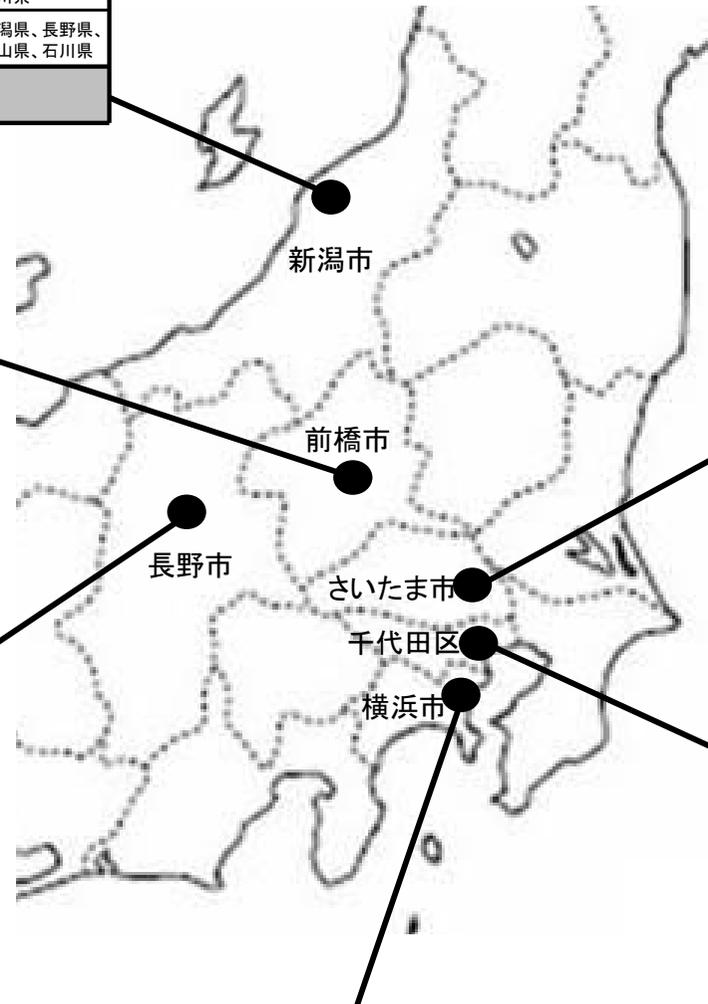
- 「国の出先機関の大胆な見直し」別表(平成19年5月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)において、「地方に移譲可能な事務」を行っているとした国の出先機関を記載
- データは、平成20年1月30日委員会資料による。
 - 職員数は原則として平成19年7月1日時点の現在員数
 - 予算規模は原則として平成17年度決算ベース
 - 下部機関数は原則として平成19年7月1日時点
- 個別の機関の管轄区域等に関する注については、5ページに記載

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
新潟漁業調整事務所	17	119	—	—
北陸地方整備局	2,014	504,550	事務所29 出張所等77	新潟県、富山県、 石川県
北陸信越運輸局	298	3,310	運輸支局4 事務所2	新潟県、長野県、 富山県、石川県
計	2,329	507,979		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東森林管理局	786	23,933	24	福島県、新潟県、 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 静岡県、神奈川県、 山梨県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
信越総合通信局	79	856	—	新潟県、長野県
中部森林管理局	557	20,622	12	長野県、富山県、 岐阜県、愛知県
長野市合計	636	21,478		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東運輸局	863	9,902	運輸支局8 事務所17	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県



機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東信越厚生局	168	1,673	1	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県
関東農政局	3,234	179,867	地方農政事務所9 事務所・事業所等46	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
関東経済産業局	366	14,265	4	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、 静岡県
関東地方整備局	4,422	2,284,501	事務所55 出張所等144	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県
関東地方環境事務所	56	1,766	12	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県
計	8,246	2,482,072		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東総合通信局	313	3,258	—	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
東京法務局	3,849	54,104	地方法務局10 支局・出張所165	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、 静岡県
東京航空局	1,826	10,108	38	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県、 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
計	5,988	67,470		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿農政局	1,750	102,041	地方農政事務所5 事務所・事業所等23	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿総合通信局	177	1,769	-	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
大阪法務局	1,599	22,131	地方法務局5 支局・出張所63	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿厚生局	121	1,229	1	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中央労働委員会 近畿地方事務所	5	51	-	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿中国森林管理局	452	11,614	14	石川県、三重県、 福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、 広島県、山口県
近畿経済産業局	310	6,774	1	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿地方整備局	2,537	1,334,090	事務所37 出張所等85	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿運輸局	488	5,885	運輸支局5 事務所3	滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、 和歌山県
大阪航空局	2,517	27,388	43	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県、福井県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県
近畿地方環境事務所	42	1,305	6	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
計	8,248	1,412,236		



機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
北陸総合通信局	76	775	-	富山県、石川県、 福井県
北陸農政局	1,509	148,599	地方農政事務所3 事務所・事業所等23	新潟県、富山県、 石川県、福井県
計	1,585	149,374		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東海総合通信局	141	1,504	-	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県
名古屋法務局	1,200	16,746	地方法務局5 支局・出張所51	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県、福井県
東海北陸厚生局	67	712	-	静岡県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
中央労働委員会 中部地方事務所	4	49	-	長野県、新潟県、 静岡県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
東海農政局	1,232	74,627	地方農政事務所2 事務所・事業所等16	岐阜県、愛知県、 三重県
中部経済産業局	235	16,455	1	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県
中部地方整備局	2,702	1,020,188	事務所39 出張所96	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県
中部運輸局	517	6,002	運輸支局5 事務所8	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
中部地方環境事務所	57	1,682	12	長野県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
計	6,155	1,137,965		

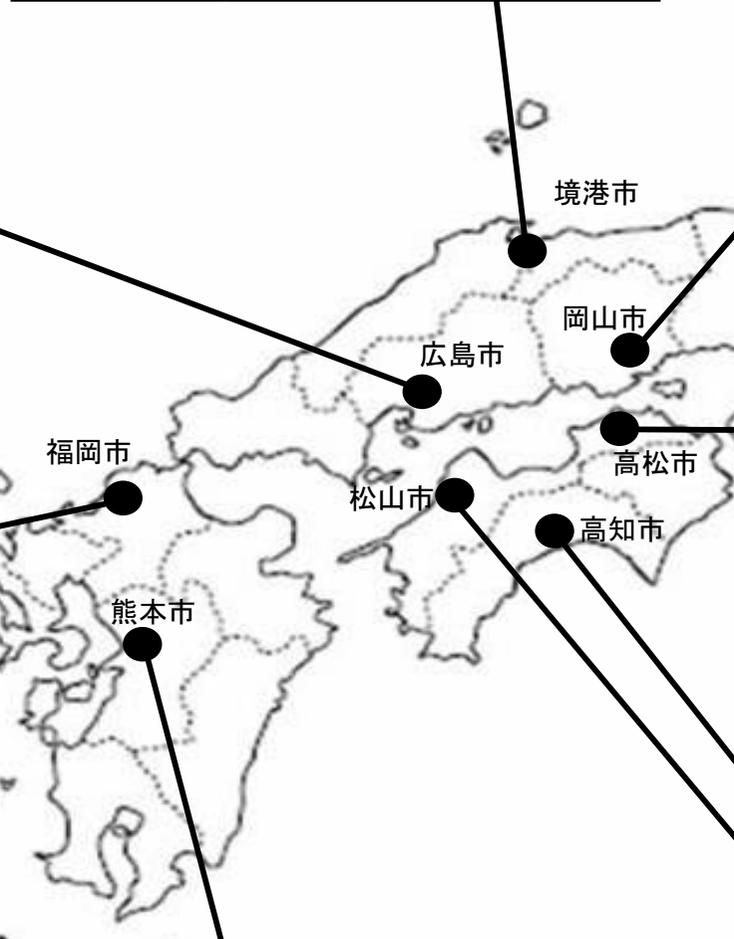
機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
瀬戸内海漁業調整事務所	23	397	-	-
神戸運輸監理部	179	1,701	事務所2	兵庫県
計	202	2,098		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国総合通信局	117	1,137	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
広島法務局	818	11,159	地方法務局4 支局・出張所38	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国四国厚生局	49	521	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中央労働委員会 中国地方事務所	4	46	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国経済産業局	174	9,216	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国地方整備局	1,933	689,936	事務所30 出張所等64	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国運輸局	440	4,513	運輸支局5 事務所5	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
計	3,535	716,528		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
境港漁業調整事務所	20	161	-	

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国四国農政局	2,307	180,153	地方農政事務所8 事務所・事業所等36	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
中国四国環境事務所	51	1,730	9	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
計	2,358	181,883		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
福岡法務局	1,528	20,179	地方法務局7 支局・出張所75	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州厚生局	88	990	3	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
中央労働委員会 九州地方事務所	5	57	-	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州漁業調整事務所	67	1,048	-	-
九州経済産業局	257	13,452	-	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州地方整備局	3,301	1,110,922	事務所48 出張所等93	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州運輸局	589	6,360	運輸支局7 事務所9	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
計	5,835	1,153,008		



機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
高松法務局	499	6,656	地方法務局3 支局・出張所21	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国厚生支局	31	301	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
中央労働委員会 四国地方事務所	4	45	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国経済産業局	126	5,072	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国地方整備局	1,389	346,519	事務所21 出張所等36	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国運輸局	300	3,309	運輸支局4 事務所2	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
計	2,349	361,902		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
四国森林管理局	350	13,712	7	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
九州総合通信局	149	1,493	-	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州農政局	2,724	251,572	地方農政事務所6 事務所・事業所等54	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州森林管理局	698	20,839	18	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州地方環境事務所	71	2,039	17	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
計	3,642	275,943		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
四国総合通信局	90	919	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
沖縄総合事務局	988	141,257	34	沖縄県
沖縄総合通信事務所	43	495	-	沖縄県
計	1,031	141,752		

那覇市

厚生労働省 都道府県労働局

機関名	職員数(人)			合計	予算規模 (百万円)	下部機関数		合計
	本局	労働基準 監督署	公共職業 安定所			労働基準 監督署	公共職業 安定所	
北海道労働局	249	299	653	1,201	47,372	17	40	57
青森労働局	88	50	173	311	8,755	6	10	16
岩手労働局	86	55	141	282	6,229	7	14	21
宮城労働局	91	68	214	373	9,858	5	11	16
秋田労働局	92	48	143	283	6,027	6	11	17
山形労働局	81	57	135	273	6,234	5	8	13
福島労働局	108	98	221	427	10,029	8	16	24
茨城労働局	98	86	182	366	10,859	8	14	22
栃木労働局	90	73	143	306	7,908	7	12	19
群馬労働局	98	80	151	329	8,610	7	12	19
埼玉労働局	138	125	340	603	20,390	8	15	23
千葉労働局	129	113	281	523	18,762	8	13	21
東京労働局	448	509	1,482	2,439	62,668	18	22	40
神奈川労働局	205	218	567	990	30,478	12	17	29
山梨労働局	75	35	92	202	4,413	4	8	12
長野労働局	112	102	235	449	11,340	9	14	23
新潟労働局	116	121	261	498	13,227	9	16	25
富山労働局	85	49	143	277	7,255	4	8	12
石川労働局	82	55	125	262	5,857	4	11	15
岐阜労働局	103	91	178	372	11,842	7	10	17
静岡労働局	139	148	294	581	16,563	7	18	25
愛知労働局	246	258	546	1,050	31,598	14	20	34
三重労働局	90	85	147	322	9,461	6	9	15
福井労働局	76	42	107	225	5,568	4	8	12
滋賀労働局	72	41	102	215	7,257	3	7	10
京都労働局	131	101	280	512	15,449	7	14	21
大阪労働局	326	368	861	1,555	45,354	13	19	32
兵庫労働局	194	224	580	998	28,468	11	24	35
奈良労働局	77	39	102	218	6,593	4	5	9
和歌山労働局	83	61	109	253	6,715	5	8	13
鳥取労働局	73	30	80	183	3,726	3	6	9
島根労働局	79	36	97	212	4,606	4	9	13
岡山労働局	110	79	206	395	12,519	6	14	20
広島労働局	143	129	341	613	17,689	8	17	25
山口労働局	104	93	208	405	9,030	8	12	20
徳島労働局	75	37	101	213	5,672	4	8	12
香川労働局	77	45	107	229	5,843	5	7	12
愛媛労働局	87	67	142	296	11,954	5	8	13
高知労働局	77	43	111	231	9,658	4	6	10
福岡労働局	189	246	642	1,077	26,102	12	22	34
佐賀労働局	76	44	117	237	4,860	4	6	10
長崎労働局	92	79	199	370	11,382	6	10	16
熊本労働局	96	71	178	345	9,182	6	10	16
大分労働局	83	50	137	270	9,695	5	8	13
宮崎労働局	79	40	119	238	7,229	4	8	12
鹿児島労働局	91	62	199	352	9,205	5	14	19
沖縄労働局	86	38	118	242	5,861	5	5	10
合計	5,625	4,888	12,090	22,603	645,354	327	584	911

【個別の機関の管轄区域等に関する注】

- 中央労働委員会地方事務所
 - ・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県については、中央労働委員会事務局が直轄している。
- 地方農政局
 - ・北海道においては、農政局の事務の一部を国土交通省北海道開発局(国土交通省)が所掌している。
 - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。
- 漁業調整事務所
 - ・各事務所は都道府県の地先海面を管轄している。
 - ・沖縄県は、水産庁と内閣府沖縄総合事務局の共管である。
 - ・茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県の地先海面については、水産庁が直轄している。
- 経済産業局
 - ・通商に関する事務については、関門港は、「九州経済産業局」の管轄である。
 - ・石炭の生産その他石炭鉱業に関する事務については、福島県は、「関東経済産業局」の管轄である。
 - ・電気に関する事務については、新潟県は、「東北経済産業局」、長野県、静岡県の一部、福井県の一部は、「中部経済産業局」の管轄である。
 - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。
- 地方整備局
 - ・港湾、空港、航路等に関する事務については、長野県及び福井県は「北陸地方整備局」、山口県のうち下関市は「九州地方整備局」の管轄である。
 - ・複数の地方整備局の管轄区域にわたる河川の管理等について、管轄区域の特例がある。
 - ・北海道は、国土交通省北海道開発局の所管である。
 - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。
- 地方運輸局
 - ・海事関係事務については、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は、「九州運輸局」の管轄である。
 - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

（1）国の出先機関の改革の基本方向

ア 見直しの視点

国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する観点から、「骨太の方針2007」に示された政府の方針を踏まえつつ、国の出先機関を大胆に合理化する抜本的な改革に向けた検討を進める。

これにより、国の出先機関の事務・権限の大幅な地方移譲や廃止などを行うとともに、国の出先機関を廃止・縮小する。

国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討にあたっては、地方自治法及び地方分権改革推進法が定める国と地方の役割分担を踏まえつつ、以下のような事務・権限の仕分けの考え方（具体的内容については別紙3参照）に沿って整理を行う。

【国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方】（注1、2）

① 重複型

事務・権限が法令上の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの（民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）民間に対する助成・支援等

地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

② 分担型

法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの（直轄公共事業や、民間に対する許可・監督など）

（例）直轄公共事業

事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、地域的なものは原則として地方が担うこととし、その一部を国で実施せざ

るを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化。また、広域的なものについても直轄事業の対象範囲を極力限定

必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映

③ 関与型

地方自治体への関与等（地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）地方自治体の諸活動の調整

地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

④ 国専担型

現在は主に国のみでその事務を行っているもの（民間に対する許認可・監督や、保険、登記など）

（例）民間に対する許認可・監督等

地方自治体による総合行政の確立等に資するものは地方移譲を基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

一つの地方自治体で完結するものと、複数の地方自治体にまたがるものとの区分が可能な場合、前者は原則として地方が担うこととし、後者についても地方自治体の域外規制等による対応を検討

（注1）上記の「重複型」、「分担型」、「関与型」及び「国専担型」は、第1章に掲げた国と地方の役割分担のメルクマールに対応している。

ただし、第1章のメルクマールのうち、「重層型」については、国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するものであり、国の出先機関の事務・権限としては基本的に該当するものがないことから、上記の分類には含めていない。

（注2）上記の例における「一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合」としては、例えば、地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるものや、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの等が該当するものと考えられる（別紙3の欄外注1を参照）。

イ 見直しの進め方

1) 国の出先機関の事務・権限について、これまでに委員会において調査審議を

行ってきたものを中心に、別紙3に掲げる分類の考え方に照らして以下の①から④に仕分けする。

- ① 事務・権限の廃止（民営化、独法化等を含む。）を検討するもの
- ② 事務・権限の地方への移譲を検討するもの
- ③ 事務・権限の本府省等への移管を検討するもの
- ④ 上記のいずれにも仕分けできず、引き続き国の出先機関において処理せざるを得ないと判断するもの

なお、上記②の事務・権限の地方への移譲にあたり、事務・権限の対象範囲が2以上の地方自治体にまたがる場合については、当該事務・権限を的確に遂行できるようにするため、例えば、地方自治体相互の協議・調整・連携、地方自治体による共同処理、地方自治体による域内事業者の域外事業所に対する規制といった仕組みを講ずることを検討する。

- 2) 上記1)の仕分けに基づき対象となる出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員のあり方などについて、結論又は方向性を示す。

その際、特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものを含め、地方自治体との間の重複、分担及び関与といった事務・権限につき二重行政の問題を解消する観点から検討が必要な国の出先機関については、次の方針に沿って抜本的な見直しを行う。

- ① 事務・権限の廃止（民営化、独法化等を含む。）、地方への移譲、本府省等への移管により、国の出先機関の事務・権限として存続するものが無くなる場合は、当該出先機関を完全に廃止する。
- ② 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合にも、存続させる事務・権限を担う組織が関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないよう、例えば、当該府省の他の出先機関への事務・権限の吸収、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の一元化などにより、原則として当該出先機関を廃止する方向で検討する。

なお、都道府県単位機関の場合は、あわせて、存続させる事務・権限をブロック単位機関へ集約化することにより、当該都道府県単位機関を廃止することを検討する。

- 3) 委員会は、上記1)の仕分けに基づく国の出先機関の事務・権限の整理を行

い、本年夏に「中間報告」として取りまとめた上で、各府省の見解を求め、国の出先機関の抜本的な改革について結論を得て、勧告を行う。

ウ その他

- 1) 国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方への職員の移行等が不可欠である。その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用の確保や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みについて、あわせて検討する。

- 2) 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合、存続させる事務・権限を担うこととした組織において二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにするための仕組みについても検討する。

国の出先機関の見直しについて（事務・権限の仕分けの考え方）

（第5章（1）関係）

事務・権限の分類（想定される主なもの）	考え方	
1 重複型 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	①助成（対民間） 民間事業者・個人等に対する助成・支援等に関するもの ②調整（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の調整・あっせん等に関するもの ③広報啓発・相談（対民間） 民間事業者・個人等に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	○ すでに地方でも同様の事務を行っており、地方に一元化することを基本とする。 ○ 一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「広域性」「統一性」「新規性」等（注1参照）】 ○ 関連する他の分類の事務・権限（許認可・監督、助成等）に従属して同様の取扱いとすることを基本とする。
2 分担型 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	①直轄公共事業 直轄公共事業に関するもの（整備、維持管理、調査等） ②許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	○ 事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、以下の取扱いとする。 広域的なもの：直轄事業の対象範囲を極力限定 地域的なもの：原則として地方が担う ○ 地域的なものの一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で実施。 【※の事由：「緊急性」「新規性」等（注1参照）】 ○ 必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映。 ○ 複数の地方自治体にまたがる事業を国が分担している場合は、地方自治体の域外規制等による対応を検討。 ○ 上記以外の区分で国と地方が役割分担している場合は、地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
3 関与型 地方自治体への関与等	①許認可・監督（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の許認可・監督等に関するもの ②助成（対地方自治体） 地方自治体に対する助成・支援等に関するもの ③調整（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の調整・あっせん等に関するもの ④広報啓発・相談（対地方自治体） 地方自治体に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	○ 本府省と地方自治体との間の経由・連絡事務については、廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。 ・ 経由・連絡事務以外の事務・権限や、経由・連絡事務の根元にある本府省の事務・権限については、必要に応じ、義務付け・枠付け及び関与の見直しのなかで取扱いを検討。 ○ 地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「広域性」「統一性」等（注1参照）】 ○ 関連する他の分類の事務・権限（許認可・監督、助成等）に従属して同様の取扱いとすることを基本とする。
4 国専担型 現在は主に国のみでその事務を行っているもの	①許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの ②保険 公的保険等に関するもの ③登記 登記に関するもの ④国家試験 国家試験に関するもの ⑤統計 統計調査に関するもの ⑥その他	○ 地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 複数の地方自治体にまたがるものと、一つの地方自治体で完結するものの区分が可能な場合は、以下の取扱いとする。 広域的なもの：地方自治体の域外規制等による対応を検討 地域的なもの：原則として地方が担う ○ 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】 ○ 保険制度（保険者、保険財政等）との関係を踏まえつつ、地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^(※) は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、民間委託等を重点的に考慮し、なお直接実施すべきものは原則として本府省で実施。 【※の事由：「統一性」等（注1参照）】 ○ 個別に検討。

（注1）「国で実施せざるを得ないと認められる場合」の事由の例

- 「国際性」外国政府等との連携・調整等を伴うもので、相手方が地方自治体を折衝の対象と認めず、国（本府省）を経由した対応も困難なもの
- 「広域性」複数の都道府県に関係し、関係都道府県から要望があるもの
- 「統一性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるもの
- 「緊急性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
 （直轄公共事業の場合：国民の生命・財産に重大な被害を生じ、特に緊急の対応を要する災害復旧事業）
- 「新規性」期間を限定して試行的に実施するもの
 （直轄公共事業の場合：先進的で高度な技術力・専門知識等を要するものであって、将来は地方にまかせることを前提とするもの）

（注2）「地方自治体による総合行政の確立等」の例

- 地方自治体による総合行政の確立、地方自治体の自主性・自立性の発揮、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化等
- 特に、地方が独自に行わざるを得なくなっている施策に関連する国の出先機関の事務・権限

（注3）重複型、分担型及び国専担型における本府省と民間事業者・個人等との間の経由・連絡事務については、必要に応じ、根元にある本府省の事務・権限とあわせて取扱いを検討。また、本府省の事務・権限を存置する場合も、経由・連絡事務は廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。

地方分権改革推進要綱（第1次）（抄）

平成20年6月20日
地方分権改革推進本部決定

「活力ある地方」を創出するためには、地方分権改革を推進し、地方が自ら考え、実行できる体制を整備することが重要である。また、地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになる。

政府は、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に定める基本方針に即しつつ、地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年（2008年）5月28日）を最大限に尊重し、下記の方針に沿って、地方分権改革の推進に強力に取り組む。具体的には、下記の第2により、速やかに所要の施策を実施するほか、「新分権一括法案」（仮称）を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出することとし、地方分権改革推進計画（以下「計画」という。）を策定するための所要の作業に着手してこれを着実に進める。地方公共団体に対しては、このために必要な協力を求めるものとする。

記

第3 更なる地方分権改革の推進

委員会は、引き続き、第2次勧告等に向けて、国の出先機関の改革、法制的な仕組みの横断的な見直し、分権型社会に向けた税財政構造の構築及びその他の検討課題について調査審議を進めている。

このうち、国の出先機関の改革については、「骨太の方針 2007」を踏まえつつ、国と地方公共団体間の行政の重複を排除する等の観点から、委員会において、国と地方の役割分担のメルクマールに基づいて国の出先機関の事務・権限を仕分けし、整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員の在り方について、結論を得ることとしている。

また、法制的な仕組みの横断的な見直しについては、自治事務における地方公共団体の自主性の強化と条例制定権の及ぶ範囲の拡大等を目指し、各府省調査結果に基づき、国の法令による地方公共団体の諸活動に対する義務付けや枠付けについて見直しを行い、結論を得ることとしている。あわせて、地方公共団体の行政委員会、地方議会、財務会計、広域連携等の制度に関し、地方自治関係法制の見直しを行うこととしている。

更なる地方分権改革の推進に資するため、政府として引き続き委員会の活動を積極的に支援し、関係各府省は、以上の委員会の調査審議に挙げて協力するものとする。

経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抄）

第 4 章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針 2006」²⁵、「基本方針 2007」²⁶に沿って資産債務改革等を実行する。

1. 国民本位の行財政への転換

（1） 地方分権改革

【改革のポイント】

1. 平成 21 年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。
2. 国の出先機関を大胆に合理化する。
3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

（1） 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第 1 次勧告」²⁷を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」²⁸に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

（2） 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第 1 次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成 20 年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体

²⁵ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

²⁶ 「経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

²⁷ 「第 1 次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（平成 20 年 5 月 28 日）

²⁸ 「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」（平成 20 年 6 月 20 日）

がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本

③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本

④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本

(3) 道州制の導入に向けた検討

道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

猪瀬直樹委員提出資料

- ① 出先機関の実態把握（平成20年7月25日）
- ② 国と地方公共団体における公共工事チェックシステム
（平成20年7月11日）

出先機関の実態把握

■ 出先機関についての基本認識

中央省庁の出先機関については、これまで問題は指摘されながらもほとんど実態が明らかにされてこなかった。33万人の国家公務員のうち21万人は地方勤務で、国の事務・権限の執行等を行っている。

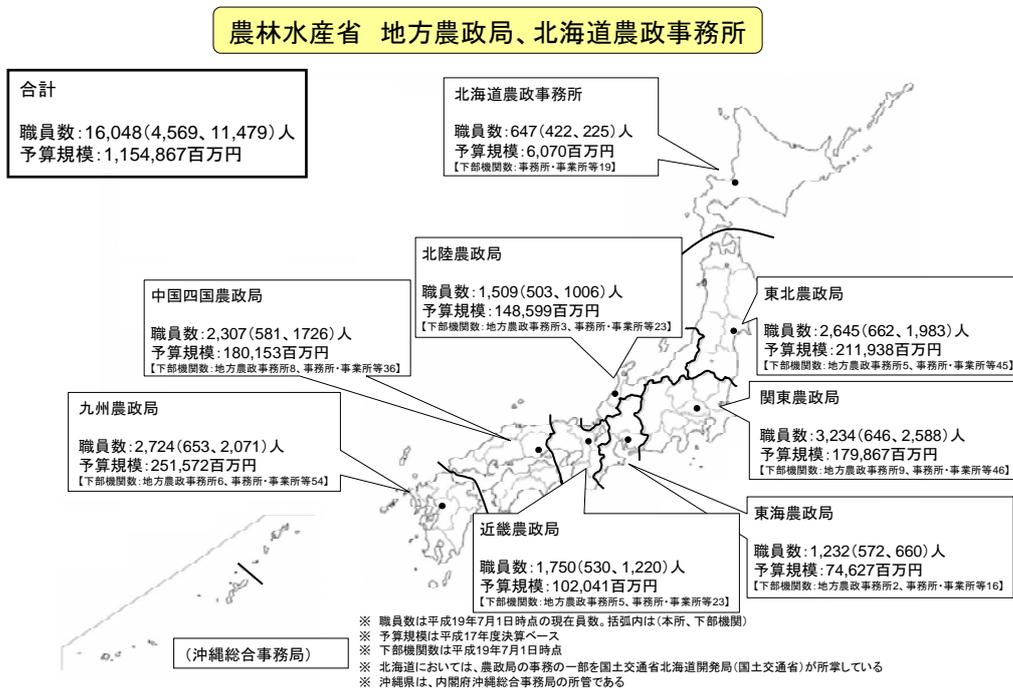
地方分権改革推進委員会は、出先機関の見直しを行うにあたって、8府省15系統の出先機関についてヒアリングを行い、関東農政局、関東地方整備局の現地視察も行ってきた。これらの審議をつうじて、出先機関についての詳細なデータを公開し、実態について明らかにするよう努めた。

「実態把握」ではその一部を整理したうえで、第二次勧告にむけた基礎資料として中間報告に添付するものである。

■ 出先機関の管轄区域と予算について

出先機関は膨大な予算を持ち、各地域において大規模な公共事業の執行や法令の事務などを行っているが、物理的に中央から離れていることに加え、多くの事務・権限が出先機関の長に委任されている。また、ブロック機関の多くは省庁ごと、系統ごとに出先の管轄区域は微妙に異なっていることが見てとれ、住民からは不透明な存在になっている。

例えば農林水産省の地方農政局では7つのブロックに農政局があるほか、農業土木部門を担当する北海道開発局がある関係で北海道には北海道農政事務所が置かれている。1ブロックの平均予算は1,600億円近い。



同じ農林水産省でも、林野庁の出先機関である森林管理局では、福島県や新潟県の管轄や中国・四国・近畿の境界などで管轄エリアが異なる。

国土交通省の地方整備局では、北海道開発局のある北海道を除き全国8ブロックに公共工事の発注など平均1兆円を超える予算規模がある。



また、各県ごとに配置された厚生労働省の都道府県労働局には合計で 6,450 億円もの予算が計上され、職員規模も下部機関も含め 23,000 人近い。

■ 出先機関の庁舎数について

出先機関には地方のブロック局とは別に、下部機関が県や地域ごとに置かれている例が少なくない。例えば、農林水産省の地方農政局では前述の通り、全国に7つのブロック機関がある。その下部に県単位組織として農政事務所があり、さらにその下部機関として、地域課（旧食糧事務所の支所）や統計・情報センターがおかれ、それぞれ現地に職員が配置されている。

またブロック組織である農政局本体の一部署である食糧・安全部や、統計部などが、農政局とは別の場所に庁舎を構えている例もある。

委員会でこれらの資料を請求して整理したところ、地域課は全国に 132、職員数は地域課だけで 2,900 人。京都市上京区の「近畿農政局」の庁舎に所在する「近畿農政局地域第一課」の1カ所を除けば、農政局もしくは農政事務所の建物ではなく別個に独自の庁舎を持つ「地域課」が 131 ある。

統計・情報センターは全国に 176 カ所、職員だけで 2,500 人。うち、農政局や農政事務所、もしくは農政局などとは別住所地にあった統計部や食糧部とも別の場所にある統計・情報センターは 134 カ所もある。

これら重複を除いて庁舎数を合計すると、339 カ所にもなる。

農政局関係の庁舎数（住所地カウント）……農水省の出先の出先機関はどれだけ庁舎を持っているか

(職員数)	組織	箇所	備考
	農政局	7	
	農政事務所	39	北海道農政事務所を含む。沖縄県は内閣府所管のため含まず。以下同じ
(地域課)	農政局・農政事務所の地域課	131	132箇所のうち近畿農政局地域第一課1箇所を除き、本局・所とは別住所
2,895人	小計（本局・所+地域課）	177	
	農政事務所 統計部	28	農政事務所とは別住所のもの
	合計（本局・所+地域課）	205	
(統計・情報センター)	統計・情報センター	176	
2,493人	うち、以下の他の部署と同一住所のもの	△ 42	
	農政局	△ 2	関東農政局、東海農政局
	農政事務所	△ 8	神奈川、大阪、兵庫、和歌山、島根、徳島、愛媛、長崎
	農政局・農政事務所の地域課	△ 7	北海道(4箇所)、岡山(2箇所)、熊本(1箇所)
	農政事務所 統計部(農政事務所と別住所のものと同じ)	△ 25	岩手、山形、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、静岡、新潟、富山、福井、岐阜、三重、奈良、鳥取、広島、山口、香川、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島
(地域課+センター)	差引き（統計・情報センター）	134	
5,388人	合計（本局・所+地域課+統計・情報センター）	339	
34%	(農政局全体 16,048人に占める割合)		

(注) 職員数は、地方分権改革推進委員会事務局資料「地方支分部局の組織予算等の概況」(H19.10.10)におけるH19.7.1時点の現在員数

(08年7月17日 第53回委員会 猪瀬直樹委員提出資料)

■ 出先機関の職員について

33万人の国家公務員のうち出先機関に21万人が存在する。たとえば国土交通省では2万人強が地方整備局の人員である。地方整備局の出先機関である国道事務所や河川事務所にはどれだけの人員がいるか。重複を排して大括りに整理すれば以下ようになる。

	河川事務所等	国道事務所等	(うち河川国道事務所等(重複分))
東北地方整備局	1850	1555	1297
関東地方整備局	1667	1610	403
北陸地方整備局	875	709	476
中部地方整備局	1043	1165	411
近畿地方整備局	1048	1110	543
中国地方整備局	908	739	435
四国地方整備局	675	643	558
九州地方整備局	1594	1307	856
合計	9660	8838	4979

注

1. 河川事務所等にはダム関係事務所を含み、砂防関係事務所は除いた。ただし、ダム砂防事務所は含めた。
2. 河川国道事務所等には砂防国道事務所を含めた。

(事務局作成資料)

不明朗な支出が指摘された国道事務所は1万人弱。たとえば関東地方整備局では4,400人のうち約4割にあたる1,600人が国道事務所にいる。東北地方整備局では3,000人のうち約5割にあたる1,500人が国道事務所にいる。

このほかに地方整備局ごとのブロックで道路特定財源に依存した組織が存在する。

以下に提出した資料から関東地方整備局が関東建設弘済会に発注した業務の一覧を抜粋するが、「現場管理技術補助業務」や「計画補助業務」など、関東地方整備局と一体となって業務を執行している実態が明らかになる。

これら8つの法人の「役員」と「正職員」を合計すると、2,600人である。このほかこの公益法人が抱える「業務員」「派遣職員」という人員を含めると、弘済会／建設協会の世界は2,600人ではなく3倍の約7,000人にも膨れ上がる。

【2008. 4. 1現在】

	役員・正職員	業務員	派遣職員	合計
(社)東北建設協会	427	413	271	1,111
(社)関東建設弘済会	471	88	407	966
(社)北陸建設弘済会	213	368	212	793
(社)中部建設協会	575	153	351	1,079
(社)近畿建設協会	214	451	6	671
(社)中国建設弘済会	419	255	168	842
(社)四国建設弘済会	142	214	210	566
(社)九州建設弘済会	117	349	263	729
合計	2,578	2,291	1,888	6,757

※「業務員」とは、業務の繁閑に対応するため、1年以内の雇用期間を定めて採用した職員(更新制)である。
 なお、「業務員」の呼称は、建設弘済会・建設協会により異なる。

(08年4月8日 第41回委員会 猪瀬直樹委員提出資料)

各建設弘済会の内部留保（平成18年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
(社)東北建設協会	2,743,954
(社)関東建設弘済会	3,670,161
(社)北陸建設弘済会	2,189,367
(社)中部建設協会	2,225,898
(社)近畿建設協会	2,491,068
(社)中国建設弘済会	2,586,799
(社)四国建設弘済会	1,748,547
(社)九州建設弘済会	1,823,231

(注)

内部留保は、貸借対照表における資産額（＝負債額＋正味財産額）から財団法人における基本財産、公益事業を実施するために有している基金、法人の運営に不可欠な固定資産、将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び負債相当額の金額を差し引いた金額。

(08年3月27日 第39回委員会 国土交通省提出資料)

道路整備特別会計による支出(平成18年度)

※平成18年度衆議院調査局「国家公務員の再就職状況に関する予備的調査」(H18.12.15)の調査法人の公益法人、独立行政法人のうち、建設弘済会に対して、1件あたり500万円以上支出したものを整理。

支払日			相手方	件名	金額 (円)	契約形態等 1. 一般競争 2. 指名競争 3. 随時競争(企画競争等) 4. 議定契約(特約) 5. 貸付金・交付金等
年	月	日				
18	8	3	(社)関東建設弘済会	H18首都国道積算補助業務委託(第1四半期分)	7,699,755	4
18	8	3	(社)関東建設弘済会	H18常陸河川国道事務所(水戸)積算補助業務	10,283,595	4
18	8	3	(社)関東建設弘済会	H18千葉国道事務所積算補助業務委託第1四半期	11,598,090	4
18	8	10	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道事務所積算補助業務(第1四半期)	8,951,250	4
18	8	10	(社)関東建設弘済会	東京国道事務所積算補助業務(第1四半期分)	9,067,695	4
18	8	10	(社)関東建設弘済会	大宮国道事務所積算補助業務委託(第1四半期)	10,942,050	4
18	8	17	(社)関東建設弘済会	H18道路管理補助業務委託	6,700,000	4
18	8	17	(社)関東建設弘済会	道路管理技術補助業務委託	18,800,000	4
18	8	17	(社)関東建設弘済会	現場技術補助業務委託	81,155,642	4
18	8	31	(社)関東建設弘済会	常陸国道積算補助業務委託18J3	19,377,277	4
18	10	19	(社)関東建設弘済会	資料作成業務18C3	10,710,000	4
18	10	19	(社)関東建設弘済会	平成18年度道路管理等技術業務委託	11,760,000	4
18	10	19	(社)関東建設弘済会	平成18年度道路管理技術補助他業務委託	14,100,000	4
18	10	19	(社)関東建設弘済会	平成18年度北首都国道調査設計補助業務	22,995,000	4
18	10	19	(社)関東建設弘済会	H18横浜国道事務所調査設計補助業務委託	95,760,000	4
18	10	26	(社)関東建設弘済会	H18道路管理技術補助及びひ道路管理補助業務	26,900,000	4
18	10	26	(社)関東建設弘済会	道路管理技術補助業務委託	48,000,000	4
18	10	26	(社)関東建設弘済会	平成18年度現場技術業務委託	58,300,000	4
18	10	26	(社)関東建設弘済会	道路管理業務委託	90,000,000	4
18	10	26	(社)関東建設弘済会	技術業務18M・0・1	113,000,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	用地補償技術業務委託	6,000,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18首都国道積算補助業務委託(第2四半期分)	10,028,550	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	調査・計画補助業務委託	11,550,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	道路交通情報システム運用業務	12,500,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	機械施工調査等技術業務委託	12,600,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道道路管理補助業務	12,960,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	平成18年度技術活用促進支援補助業務	12,991,181	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18常陸河川国道事務所(水戸)積算補助業務	13,558,072	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18宇都宮国道積算補助業務(第1四半期分)	19,302,517	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18道路管理技術補助業務委託	25,000,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道道路管理技術補助業務	25,470,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	道路情報運用他業務委託	29,600,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道道路現場技術業務	72,742,772	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	道路管理業務委託	92,900,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	技術業務18G・X・3	108,465,000	4
18	11	2	(社)関東建設弘済会	平成18年度管理出張所現場技術業務	120,300,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	H18甲西道路現場技術業務	6,820,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	H18計画調査検討資料作成業務委託	34,650,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	平成18年度計画調査等資料作成業務	36,015,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	H18道路調査設計補助業務	45,570,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	平成18年度計画調査資料等作成業務委託	55,020,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道事務所道路調査設計補助業務	66,045,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	H18計画調査等資料作成業務委託	71,715,000	4
18	11	9	(社)関東建設弘済会	平成18年度道路改築現場技術業務委託	85,900,000	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	平成18年度 積算補助業務(7月~9月分)	5,233,882	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	横浜国道事務所積算補助業務委託(第2四半期)	19,054,507	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	「道の相談室」補助業務委託	26,400,000	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道事務所積算補助業務(第2四半期)	41,258,070	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	北首都国道事務所積算補助業務(第2四半期)	47,505,570	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	技術業務18E・0・1	58,000,000	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	管内現場技術補助業務	66,100,000	4
18	11	16	(社)関東建設弘済会	大宮国道管内現場技術業務委託	74,000,000	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	H18千葉外かん広報業務	8,000,000	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	H18首都国道道路管理技術補助業務	10,300,000	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	積算補助業務委託(7~9月分)	13,699,507	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	常陸国道積算補助業務委託18J3	29,638,822	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	H18首都国道事務所現場技術業務	54,600,000	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	大宮国道事務所積算補助業務委託(第2四半期)	61,273,852	4
18	11	22	(社)関東建設弘済会	H18現場技術業務	63,200,000	4
18	11	30	(社)関東建設弘済会	H18 道路管理技術補助業務委託	22,180,000	4

支払日			相手方	件名	金額 (円)	契約形態等 1. 一般競争 2. 指名競争 3. 随意競争(企画競争等) 4. 随伴契約(特命) 5. 買付金・交付金等
年	月	日				
18	11	30	(社) 関東建設弘済会	H18首都国道調査設計補助業務	28,875,000	4
18	11	30	(社) 関東建設弘済会	H18管内現場技術業務委託	82,400,000	4
18	11	30	(社) 関東建設弘済会	H18 現場技術業務委託	94,820,000	4
18	12	7	(社) 関東建設弘済会	道路改築等技術業務委託18J2	36,015,000	4
18	12	7	(社) 関東建設弘済会	常総国道現場技術業務委託18J1	57,900,000	4
18	12	14	(社) 関東建設弘済会	H18道路管理補助業務委託	6,700,000	4
18	12	14	(社) 関東建設弘済会	H18積算補助業務委託(第2四半期分)	10,200,801	4
18	12	14	(社) 関東建設弘済会	H18宇都宮国道積算補助業務(第2四半期分)	30,829,312	4
18	12	14	(社) 関東建設弘済会	計画調査資料作成業務委託18K1	42,525,000	4
18	12	21	(社) 関東建設弘済会	道路管理技術補助業務委託	20,000,000	4
18	12	21	(社) 関東建設弘済会	18H道路管理技術補助	28,400,000	4
18	12	21	(社) 関東建設弘済会	現場技術補助業務委託	79,334,014	4
18	12	21	(社) 関東建設弘済会	18J現場技術・技術補助	122,400,000	4
18	12	21	(社) 関東建設弘済会	18D現場技術・技術補助	126,000,000	4
19	1	18	(社) 関東建設弘済会	H18道路管理技術補助業務	21,200,000	4
19	2	1	(社) 関東建設弘済会	H18常陸河川国道事務所(水戸)積算補助業務	13,233,202	4
19	2	1	(社) 関東建設弘済会	H18道路交通情報システム運用等業務	18,300,000	4
19	2	1	(社) 関東建設弘済会	H18宇都宮国道現場技術業務	85,800,000	4
19	2	8	(社) 関東建設弘済会	平成18年度道路情報連絡業務	11,678,852	4
19	2	8	(社) 関東建設弘済会	H18計画補助業務	6,165,000	4
19	2	15	(社) 関東建設弘済会	H18 道路管理技術補助業務委託	11,100,000	4
19	2	15	(社) 関東建設弘済会	横浜国道事務所積算補助業務委託(第3四半期)	12,082,927	4
19	2	15	(社) 関東建設弘済会	積算補助業務委託(10~12月分)	14,194,950	4
19	2	15	(社) 関東建設弘済会	H18 現場技術業務委託	41,630,000	4
19	2	15	(社) 関東建設弘済会	H18管内現場技術業務委託	66,200,000	4
19	2	22	(社) 関東建設弘済会	平成18年度建築現場技術業務委託	13,200,000	4
19	2	22	(社) 関東建設弘済会	東京国道事務所積算補助業務(第2四半期分)	15,758,767	4
19	3	1	(社) 関東建設弘済会	大宮国道事務所積算補助業務委託(第3四半期)	55,257,142	4
19	3	8	(社) 関東建設弘済会	東京国道事務所積算補助業務(第3四半期分)	11,629,222	4
19	3	8	(社) 関東建設弘済会	H18甲府河川国道事務所積算補助業務(第3四半期)	32,422,215	4
19	3	15	(社) 関東建設弘済会	常総国道積算補助業務委託18J3	24,229,537	4
19	3	22	(社) 関東建設弘済会	H18宇都宮国道積算補助業務(第3四半期分)	21,477,540	4
19	3	26	(社) 関東建設弘済会	H18千葉国道事務所積算補助業務委託2,3四半期	34,775,160	4
19	4	12	(社) 関東建設弘済会	H18甲府河川国道建築現場技術業務	5,890,500	4
19	4	12	(社) 関東建設弘済会	H18甲西道路現場技術業務	8,405,000	4
19	4	12	(社) 関東建設弘済会	東京国道事務所積算補助業務(第4四半期分)	14,494,882	4
19	4	12	(社) 関東建設弘済会	H18用地補償技術業務委託	38,325,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	用地補償説明等業務18D・0・2	11,025,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	H18甲府河川国道道路管理補助業務	15,915,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	平成18年度建築現場技術業務委託	16,200,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	常総国道現場技術業務委託18J1	28,305,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	H18甲府河川国道事務所積算補助業務(第4四半期)	29,661,975	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	H18甲府河川国道道路管理技術補助業務	31,230,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	H18現場技術業務	67,105,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	H18管内現場技術業務委託	71,900,000	4
19	4	17	(社) 関東建設弘済会	H18甲府河川国道道路現場技術業務	89,157,228	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	北首都国道事務所積算補助業務(第3・4四半期)	5,692,050	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	用地補償技術業務委託	7,440,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18道路管理補助業務委託	9,175,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18氏家矢板BP補償説明業務	12,915,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18中部横断用地補償技術業務委託	13,440,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	平成18年度 圏央道等相談業務委託	13,860,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	道路交通情報システム運用業務	15,325,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18常陸河川国道事務所(水戸)積算補助業務	15,456,735	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	18B 20号交安I種外補償説明	16,905,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	平成18年度道路管理技術補助他業務委託	17,400,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	横浜国道事務所積算補助業務委託(第4四半期)	20,484,030	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18千葉国道事務所積算補助業務委託4四半期	23,396,940	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	道路管理技術補助業務委託	27,980,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18首都国道事務所現場技術業務	29,032,500	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	道路情報運用他業務委託	29,725,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18道路管理技術補助業務委託	30,650,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	常総国道積算補助業務委託18J3	31,147,935	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18宇都宮国道積算補助業務(第4四半期分)	34,925,520	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	平成18年度現場技術業務委託	45,650,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	首都国道用地補償技術業務(18-1)	50,400,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	18D現場技術・技術補助	51,240,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	大宮国道事務所積算補助業務委託(第4四半期)	54,607,088	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	平成18年度道路改築現場技術業務委託	55,850,000	4
19	4	19	(社) 関東建設弘済会	H18宇都宮国道現場技術業務	76,215,000	4

支払日			相手方	件名	金額 (円)	契約形態等 1 一般競争 2 指名競争 3 随意競争(企画競争等) 4 随意契約(特命) 5 貸付金・交付金等
年	月	日				
19	4	19	(社)関東建設弘済会	用地補償説明等業務18B6	76,650,000	4
19	4	19	(社)関東建設弘済会	大宮国道管内現場技術業務委託	95,050,000	4
19	4	19	(社)関東建設弘済会	用地補償説明等業務18C・X・2	231,000,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18積算補助業務委託(第3四半期分)	8,247,540	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18積算補助業務委託(第4四半期分)	12,175,747	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18首都国道道路管理技術補助業務	12,800,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	平成18年度町田立体事業相談業務	13,125,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18甲府河川国道電気通信技術業務	14,210,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18 道路管理技術補助業務委託	16,070,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18外かん道路用地補償等相談業務	16,800,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	積算補助業務委託(1~3月分)	18,083,835	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18松戸・市川地区用地管理業務	21,000,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	「道の相談室」補助業務委託	32,400,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18道路管理技術補助及びひ道路管理補助業務	32,950,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18道路管理技術補助	35,650,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18上石田改良及び竜王拡幅用地補償説明等業務	43,260,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	管内現場技術補助業務	47,825,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18厚木秦野道路C地区用地取得補助業務	48,825,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18首都国道積算補助業務委託(第3・4四半期分)	54,546,450	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	道路管理技術補助業務委託	59,100,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18 現場技術業務委託	60,099,500	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	平成18年度 事業損失・費用負担説明等業務	66,150,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18相武国道事務所積算補助	71,389,920	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	平成18年度圏央道用地補償説明等業務	80,850,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	H18現場技術・技術補助	100,410,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	現場技術補助業務委託	103,610,344	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	道路管理業務委託	111,285,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	道路管理業務委託	113,950,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	用地補償説明等業務18B5	130,200,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	技術業務18M・O・1	139,000,000	4
19	4	23	(社)関東建設弘済会	平成18年度管理出張所現場技術業務	147,450,000	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	H18羽川歩道補償説明業務	9,660,000	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	平成18年度建設新技術普及促進業務	12,700,000	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	平成18年度技術活用促進支援補助業務	16,008,819	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	H18道路交通情報システム運用等業務	22,650,000	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	H18道路管理技術補助業務	26,050,000	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	H18長野国道管内補償説明等業務委託	28,140,000	4
19	4	25	(社)関東建設弘済会	技術業務18E・O・1	36,605,000	4
			合計		6,877,485,835	

出先機関ごとに公益法人が存在する例は、国土交通省地方整備局にとどまらない。

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局の場合、社団法人〇〇県労働基準協会(連合会)や〇〇県雇用開発協会など都道府県労働局ごとに類似名称の公益法人が存在し、労働局とともに全国的に一律の業務執行を担っている。補助金の交付額等は大きくないが、たとえば「エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業」のように都道府県労働局を經由してすべての都道府県の雇用開発協会(高齢者雇用開発協会など同種の名称)に必ず発注されている例も見られた(07年度は廃止)。

ブロックごとの公益法人とはかぎらず、複数の出先機関からの仕事を全国にわたって請け負う全国的な公益法人も存在する。同じく厚労省の出先機関である地方労働局の場合、秋田労働局や福岡労働局など全国の10の県労働局の「キャリア交流プラザ事業」等をひきうける社団法人中高年高齢者雇用福祉協会のような例もある。

担当部局	補助・委託先法人名	補助・委託内容	補助・委託金額 (百万円)	18年度契約方法
北海道労働局	社団法人北海道雇用促進協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	6	随意契約
青森労働局	社団法人青森県高齢者雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
岩手労働局	社団法人岩手県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
宮城労働局	社団法人宮城県高齢・障害者雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	7	随意契約
秋田労働局	社団法人秋田県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
山形労働局	社団法人山形県雇用対策協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
福島労働局	社団法人福島県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
茨城労働局	社団法人茨城県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
栃木労働局	社団法人栃木県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
群馬労働局	社団法人群馬県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
埼玉労働局	社団法人埼玉県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	4	随意契約
千葉労働局	社団法人千葉県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	4	随意契約
東京労働局	社団法人東京都高齢者雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	6	随意契約
神奈川労働局	財団法人神奈川県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	7	随意契約
新潟労働局	社団法人新潟県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	4	随意契約
富山労働局	社団法人富山県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
石川労働局	社団法人石川県雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
福井労働局	社団法人福井県雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
山梨労働局	社団法人山梨県雇用促進協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
長野労働局	社団法人長野県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
岐阜労働局	社団法人岐阜県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
静岡労働局	社団法人静岡県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
愛知労働局	社団法人愛知県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	6	随意契約
三重労働局	財団法人三重県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
滋賀労働局	社団法人滋賀県雇用対策協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
京都労働局	社団法人京都府高齢・障害者雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
大阪労働局	社団法人大阪府雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	6	随意契約
兵庫労働局	財団法人兵庫県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	5	随意契約
奈良労働局	社団法人奈良県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
和歌山労働局	社団法人和歌山県高齢者雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
鳥取労働局	社団法人鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
島根労働局	社団法人島根県雇用促進協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
岡山労働局	社団法人岡山県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
広島労働局	社団法人広島県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	6	随意契約
山口労働局	社団法人山口県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
徳島労働局	社団法人徳島県雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
香川労働局	社団法人香川県雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
愛媛労働局	社団法人愛媛県高齢・障害者雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
高知労働局	社団法人高知県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
福岡労働局	財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	6	随意契約
佐賀労働局	社団法人佐賀県高齢者雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	2	随意契約
長崎労働局	社団法人長崎県雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
熊本労働局	社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
大分労働局	財団法人大分県総合雇用推進協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
宮崎労働局	社団法人宮崎県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
鹿児島労働局	財団法人鹿児島県雇用支援協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約
沖縄労働局	社団法人沖縄県雇用開発協会	エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業	3	随意契約

担当部局	補助・委託先法人名	補助・委託内容	補助・委託金額 (百万円)	18年度契約方法
宮城労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業	3	一般競争
新潟労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（中高年ホワイトカラーコース）	5	企画競争
新潟労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（中高年長期失業者コース）	1	企画競争
新潟労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（壮年技術者コース）	1	企画競争
千葉労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業	3	一般競争
千葉労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア・コンサルティングに関する派遣業務	17	一般競争
神奈川労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（中高年ホワイトカラーコース）	7	企画競争
神奈川労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（中高年齢者コース）	1	企画競争
兵庫労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業	0.4	企画競争
広島労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ 就職促進セミナー事業（前期）	1	一般競争
広島労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ情報ガイダンスセミナー事業（前期）	0.3	一般競争
広島労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ 就職促進セミナー事業（後期）	1	一般競争
広島労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ情報ガイダンスセミナー事業（後期）	0.2	一般競争
福岡労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業	2	一般競争
福岡労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	就職支援セミナー事業	8	一般競争
佐賀労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	就職支援セミナー事業	5	一般競争
熊本労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（前期）	2	一般競争
熊本労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	キャリア交流ブラザ事業（後期）	2	一般競争
秋田労働局	社団法人中高年齢者雇用福祉協会	就職支援セミナー事業	1	一般競争

事務局作成 未定稿

厚生労働省の地方厚生局・労働局の予算・定員の状況

	一般会計	特別会計	定員
○ 厚生労働省	211,729億円	824,091億円	37,365名
・うち地方厚生局	65億円	—	665名
・うち労働局	1,202億円	5,251億円	22,551名

※ 特別会計の数字は、それぞれの勘定の歳出額を単純に合計したもの

※ 一般会計・特別会計の数字は平成17年度決算ベース、定員は平成19年度末時点

都道府県労働局の組織別・会計別定員一覧(平成19年度末)

(単位:人)

	労働局	労働基準監督署	公共職業安定所	合計
一般会計	2,664	2,663	7,142	12,469
労働保険特別会計	2,982	2,204	4,896	10,082
計	5,646	4,867	12,038	22,551

■ 出先機関からの天下りについて

出先機関から補助金や交付金などを受け入れている公益法人には天下り役員の存在も確認された。例えば農林水産省所管の公益法人のうち、農水省および農政局等の出先機関からの補助金等を受け入れている公益法人は124。このうち収入に占める補助金などのしめる割合が50パーセントを超える団体は26。この中で、本省のみならず地方農政局等から補助金等の交付を受け入れている団体は6つあり、いずれも元農政局長などの天下りを常勤役員として受け入れていた。

順位	法人名	交付額(a) (百万円)	収入額(b) (百万円)	a/b	農林水産省出身 理事割合
1	財団法人日本水土総合研究所	1,032	1,259	82.0%	3/11
2	社団法人国際農林業協力・交流協会	6,166	7,688	80.2%	10/23
3	社団法人農村環境整備センター	790	1,072	73.7%	4/16
4	財団法人農村開発企画委員会	149	212	70.3%	2/10
5	財団法人外食産業総合調査研究センター	96	144	66.7%	5/21
6	社団法人農業土木機械化協会	193	290	66.6%	3/10
7	社団法人マリノフォーラム21	593	896	66.2%	5/18
8	社団法人漁業信用基金中央会	160	245	65.3%	2/13
9	財団法人日本花普及センター	151	237	63.7%	12/47
10	社団法人日本水産資源保護協会	535	841	63.6%	13/38
11	財団法人農産業振興奨励会	42	67	62.7%	3/9
12	社団法人林道安全協会	131	210	62.4%	7/19
13	財団法人食品産業センター	695	1,115	62.3%	5/22
14	社団法人日本有機資源協会	75	121	62.0%	3/25
15	財団法人林政総合調査研究所	42	68	61.8%	4/7
16	社団法人食品需給研究センター	150	246	61.0%	10/23
17	社団法人全国農村青少年教育振興会	131	219	59.8%	4/21
18	社団法人大日本水産会	3,374	5,660	59.6%	18/80
19	社団法人農業農村整備情報総合センター	783	1,328	59.0%	1/7
20	社団法人海洋水産システム協会	359	620	57.9%	5/19
21	社団法人日本アグリビジネスセンター	123	215	57.2%	3/12
22	社団法人日本蕎麦協会	8	14	57.1%	1/19
23	社団法人全国遊漁船業協会	18	32	56.3%	3/12
24	財団法人食生活情報サービスセンター	136	257	52.9%	2/10
25	社団法人フィッシャリーナ協会	29	56	51.8%	6/21
26	社団法人日本施設園芸協会	92	179	51.4%	2/26
27	社団法人海外農業開発コンサルタント協会	35	71	49.3%	2/8
28	社団法人漁業情報サービスセンター	598	1,221	49.0%	4/20
29	財団法人水利科学研究所	58	120	48.3%	4/10
30	社団法人農業土木事業協会	106	222	47.7%	6/27
31	社団法人海外水産コンサルタント協会	82	178	46.1%	3/9
32	社団法人農林水産技術情報協会	208	461	45.1%	3/19
33	財団法人都市農山漁村交流活性化機構	281	628	44.7%	5/58
34	社団法人全国木材組合連合会	186	416	44.7%	3/59
35	財団法人漁港漁場漁村技術研究所	420	958	43.8%	5/18
36	社団法人日本科学飼料協会	305	699	43.6%	0/21
37	社団法人林業機械化協会	130	298	43.6%	3/17
38	財団法人国際緑化推進センター	136	312	43.6%	8/19
39	社団法人日本茶業中央会	27	63	42.9%	1/20
40	社団法人全国豊かな海づくり推進協会	162	380	42.6%	2/21
41	社団法人日本農林規格協会	72	169	42.6%	8/42
42	社団法人本州鮭鱒増殖振興会	155	364	42.6%	1/11
43	社団法人森林保険協会	11	26	42.3%	3/12
44	財団法人農政調査委員会	44	115	38.3%	5/10
45	社団法人日本食品科学工学会	40	106	37.7%	1/20
46	社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会	66	176	37.5%	2/10
47	財団法人日本グラウンドワーク協会	93	248	37.5%	3/18
48	財団法人すこやか食生活協会	40	107	37.4%	3/13
49	財団法人林業土木コンサルタント	1,626	4,369	37.2%	7/21
50	財団法人中央果実生産出荷安定基金協会	1,877	5,045	37.2%	5/17

(財) 日本水土総合研究所

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
理事長	常勤		元構造改善局次長
専務理事	常勤		元農村振興局付 (北陸道建設局農水課長)
理事	非常勤		元環境事務次官
理事	非常勤		
理事	非常勤		元構造改善局長
理事	非常勤		
理事	非常勤		元消防庁次長
監事	非常勤		元大臣官房技術総括審議官
監事	非常勤		元農村振興局次長

(社) 農村環境整備センター

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
理事長	非常勤		
専務理事	常勤		元九州農政局長
理事	非常勤		
理事	非常勤		元自治省 公営企業第一課長
理事	非常勤		農林水産審議官
理事	非常勤		
理事	非常勤		元林野庁 職員部企画官
理事	非常勤		
理事	非常勤		元農村振興局次長
監事	非常勤		
監事	非常勤		元北陸農政局長

農村開発企画委員会役員名簿(20.4.1現在)

理事長	(財) 日本食肉流通センター理事長・・・(林野庁長官)
専務理事	(財) 農村開発企画委員会主任研究員
常務理事	(財) 農村開発企画委員会主任研究員
理事	経済エッセイスト
〃	淑徳大学総合福祉学部教授
〃	全国土地改良事業団体連合会専務理事・・・(農村振興局次長)
〃	(株) 証券保管振替機構代表取締役社長
〃	(社) 日本経済団体連合会参与
〃	女優 食アメニティネットワークの会会長
〃	語り部
〃	全国農業協同組合中央会常務理事
監事	鳥取環境大学教授
〃	(財) 魚価安定基金専務理事・・・(東北農政局長)

(社)農業土木機械化協会

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
会長	非常勤		
副会長	非常勤		
常務理事	常勤		元九州農政局 課長兼千早事務所長
理事	非常勤		元北陸農政局長
理事	非常勤		元九州農政局長
理事	非常勤		
監事	非常勤		
監事	非常勤		

(社) 林道安全協会役員等一覧

H20. 4. 1現在

役職名(非常の別)	氏名	備考
会長	非常勤	元林野庁長官
副会長	非常勤	
理事	非常勤	
	非常勤	
	非常勤	元高知営林局長
	非常勤	
	非常勤	
	非常勤	元東北森林管理局青森分局長
	非常勤	
	非常勤	
	非常勤	元北海道森林管理局函館分局長
	非常勤	
専務理事	常勤	元近畿中国森林管理局計画部長
監事	非常勤	元森林技術総合研究所長
	非常勤	元中部森林管理局名古屋分局長

(社) 農業農村整備情報総合センター

平成20年4月1日現在

役職	常勤・非常勤	氏名	備考
理事長	非常勤		
専務理事	常勤		元東北農政局 津軽農業水利事務所長
理事	非常勤		
監事	非常勤		元農村振興局次長
監事	非常勤		

国と地方公共団体における公共工事チェックシステム

◎公共調達システムの課題

国の出先機関の公共調達システムの限界

→地方自治の民主主義によるガバナンスへの転換の必要性

(行政執行システムと議会による監視システムのさらなる改善が前提となる)

- ・ 徹底した情報公開
- ・ 議会の行政監視機能の強化
- ・ 住民による監視システム

国のチェックシステム

- ・ 予算：国会議決（日本国憲法86条）
- ・ 決算：会計検査院検査、国会提出（日本国憲法90条1項）
- ・ 会計検査院検査（会計検査院法20条）
- ・ 行政評価：事前評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律9条）
- ・ 事後評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律8条）

地方公共団体のチェックシステム

- ・ 予算：議会議決（地方自治法211条）
- ・ 決算：監査委員審査、議会認定（地方自治法233条）
- ・ 契約：締結時の議会議決（地方自治法96条1項5号）
- ・ 支出：会計管理者の適法性確認（地方自治法232条の4）
- ・ 監査：事務監査請求（地方自治法75条）
- ：監査委員監査（地方自治法199条）
- ：外部監査（地方自治法第13章）
- ：住民監査請求（地方自治法242条）、住民訴訟（地方自治法242条の2）
- ・ 賠償：職員の賠償責任（地方自治法243条の2）
- ・ 長の予算執行状況調査（地方自治法221条）

※ 以上のほか、国、地方公共団体ともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（品質確保法）では、入札監視委員会等の第三者機関の活用などの方策を講ずることとされている。

※ また国会、地方議会ともに調査権、審議がある。